

# 高知大学医学部附属医学情報センター電算機利用規則

平成16年4月1日  
規則第237号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属医学情報センター規則（平成16年4月1日施行）第5条の規定に基づき、電子計算機システム（以下「電算機」という。）の利用について定めるものとする。

(利用目的)

第2条 電算機は、高知大学医学部（以下「医学部」という。）における教育、研究、診療の目的に利用する。

(利用者の資格)

第3条 電算機を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡豊キャンパスに勤務する職員
- (2) 医科学専攻、看護学専攻及び医学専攻の大学院学生、研究生等
- (3) 本学の医学部附属病院における診療従事を許可された医師
- (4) 医学部附属病院における医療業務その他これに付随する業務に従事する事務職員  
又は技術職員で、医学情報センター長の許可した者
- (5) その他学部長の許可した者

(利用手続)

第4条 電算機を利用しようとする者は、所定の利用申請書を医学情報センターに提出し、学部長の許可を得なければならない。

(守秘義務)

第5条 電算機を利用する者は、電算機内に蓄積されたデータに関し守秘義務を負う。また、データに関与する者の権利を侵してはならない。

(許可の取消し)

第6条 この規則及びこの規則に基づき定められた事項に違反した場合は、利用許可を取り消し、以後の利用を許可しないことがある。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、電算機の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。